

全国統一要求（抜粋）

- 1. 全ての公共工事現場で直接工事費分の単価支払いを実現
- 2. 碎石、砂利、砂、合材などの骨材運搬の収入も1日4万円以上に
- 3. 過積載復活させるな



発行所  
全日本建設交運一般労働組合  
東京都新宿区百人町 4-7-2  
電話 03(3360)8021  
毎月25日発行  
1部 50円

● 宅地造成等規制法の一部を改正する法律案

背景・必要性

盛土をめぐる現状

- 静岡県熱海市で大雨に伴って盛土が崩落し、土石流が発生 → 甚大な人的・物的被害(令和3年7月)
- 盛土の総点検において、点検が必要な箇所は約3.6万箇所(11月末暫定集計)。

現行制度上の課題

- 宅地の安全確保、森林機能の確保、農地の保全等を目的とした各法律により、開発を規制
- 各法律の目的の限界等から、盛土等の規制が必ずしも十分でないエリアが存在 (一部の地方公共団体では条例を制定して対応)



危険な盛土等を全国一律の基準で包括的に規制する法制化が必要

※ 全国知事会等からも法制化による全国統一の基準・規制を設けることについて要望あり

法案の概要

- 盛土等による災害から国民の生命・身体を守るため、「宅地造成等規制法」を法律名・目的も含めて抜本的に改正し、土地の用途(宅地、森林、農地等)にかかわらず、危険な盛土等を全国一律の基準で包括的に規制
- ※ 法律名を「宅地造成及び特定盛土等規制法」に改正。通称「盛土規制法」
- ※ 国土交通省・農林水産省による共管法とし、両省が緊密に連携して対応

国土交通大臣及び農林水産大臣は、盛土に伴う災害の防止に関する基本方針を策定

1. スキマのない規制

- 規制区域 ◆ 都道府県知事等が、盛土等により人家等に被害を及ぼしうる区域を規制区域として指定  
⇒ 市街地や集落、その周辺など、人家等が存在するエリアについて、森林や農地を含めて広く指定  
⇒ 市街地や集落等からは離れたものの、地形等の条件から人家等に危害を及ぼしうるエリア(斜面地等)も指定
- 規制対象 ◆ 規制区域内で行われる盛土等を 都道府県知事等の許可の対象に  
※ 宅地造成等の際の盛土だけでなく、単なる土捨て行為や一時的な埋戻しについても規制

2. 盛土等の安全性の確保

- 許可基準 ◆ 盛土等を行うエリアの地形・地質等に応じて、災害防止のために必要な許可基準を設定
- 中間検査完了検査 ◆ 許可基準に沿って安全対策が行われているかどうかを確認するため、  
①施工状況の定期報告、②施工中の中間検査及び③工事完了時の完了検査を実施

3. 責任の所在の明確化

- 管理責任 ◆ 盛土等が行われた土地について、土地所有者等が常時安全な状態に維持する責務を有することを明確化
- 監督処分 ◆ 災害防止のために必要なときは、土地所有者等だけでなく、原因行為者に対しても、是正措置等を命ずる  
※ 当該盛土等を行った造成主や工事施工者、過去の土地所有者等も、原因行為者として命令の対象になり得る。

4. 実効性のある罰則の措置

- 罰則 ◆ 罰則が抑止力として十分機能するよう、無許可行為や命令違反等に対する懲役刑及び罰金刑について、条例による罰則の上限(懲役2年以下、罰金100万円以下)より高い水準に強化

【目標・効果】 危険な盛土等を包括的に規制し、盛土に伴う災害を防止

【KPI】 ○規制区域を指定する都道府県等(都道府県、政令市、中核市)の数 ⇒ 施行後5年以内に全都道府県等

盛土規制法案の概要

# 盛土規制法案が通常国会に提出

## 建設発生土

# 一元請責任・適正単価の確保 行政責任で処分場の設置を

## 全国ダンプ

政府は、3月1日に「盛土規制法案」を国会に提出しました。所管省庁は国土交通省になります。新法は、盛土工事について、各都道府県知事への許可制や各県で規制区域の設置等、違反業者に対する罰則強化を記しています。しかし、建設発生土の処理・管理について元請・発注者の責任は

不明確であり、処理費用の支払い確保にも触れていません。重層下請構造の下で土運搬を担うダンプレへのしわ寄せが押し付けられ、不適切処理の防止は困難です。昨年末に災害防止検討会が示した提言にもとづき、「搬出時に搬出先から交付される土砂受領書等の確認義務付け」を実施すべきです。

政府が3月1日に国会へ提出した「盛土規制法案」のポイントは、①各都道府県での盛土の規制区域の設置及び各県知事の許可制とする、②許可基準の設定、中間・完了検査の実施、③盛土事業者及び違反事業者への是正命令、④罰則強化となっています。盛土に関連する条例を制定

しているのは26都道府県(昨年11月時点)となっています。盛土の規制区域の設置及び各県知事の許可制とするは、一歩前進したと言えます。現在制定されている条例も各県により、実態や運用が異なり、盛土造成等に対する許可・届け出が必要な埋め立て面積は3千㎡以上が多く、そ

れ以下は市町村が独自の条例を制定していますが、違反者に対する罰則が弱い等、是正措置には限界が生じています。検討会の提言にもとづき、建設発生土の管理徹底を

政府は、「盛土による災害の防止に関する検討会」を招集し、盛土工事の実態調査の結果を受けて昨年末に提言を発表しました。その中で「危険な盛り土等の発生を防止するための仕組み」の項目では、具体的に「元請事業者に対し、搬出時に搬出先から交付される土砂受領書等の確認を新たに義務付けるべきである」と記しています。ところが、今回の新法では、大もとの建設発生土について「元請・発注者」の管理責任は含まれていません。

本来は元請業者が建設工事現場で発生した残土の処理については適正な処分代を負担し、最後まで管理責任を負うべきです。しかし、重層下請構造の下で処分代が叩かれて下請に丸投げされ、不適切処理が長い間横行して来ましたが、新法にもとづいて都道府県知事が処分規制を強化し、処分場の新規許可が困難となる恐れがあります。結果的に不適切処理は無くならず、過積載問題と同じ構造で残土を運ぶダンプが検査されるなど、しわ寄せが押し付けられることになりかねません。

## 地元国会議員へ要請行動 栃木ダンプ支部が実施へ

3月8日(火)、栃木ダンプ支部では、仕事や税金相談会で最も忙しい状況であるにもかかわらず時間を割いて、盛土規制法案の実効性確保に向けて、地元選出の「立憲民主党」の「福田昭夫氏、藤岡隆雄氏」の両衆議院議員及び共産党議員へ要請書を提出しました。行動には工藤経見委員長、渡辺仁一副委員長、山内健人書記長が参加しました。

工藤委員長は、「燃料高騰で今は最も厳しい。元請責任で適正単価をダンプに支払われる法律にして欲しい」と、渡辺副委員長は「処分場不足は深刻な行政の責任で処分場を確保して欲しい」と実態を訴えました。両氏は、「皆さんの意見を参考にします」と対応してくれました。共産党は高橋議員の秘書が対応しました。



藤岡衆議員(左)へ要請する栃木ダンプ・工藤委員長、渡辺副委員長(3月8日東京)

# 積算単価2.5%増加 10年連続で改善へ

## 全国ダンプ

# 一般運転手20,797円 1日7千円以上引き上げ

国土交通省は新年度の公共工事設計労務単価を3月から前倒しの適用を発表しました。新単価は全国加重平均で昨年比約2.5%上昇し、なお今年度から東日本大震災の被災3県(岩手、宮城、福島)との区別は無くなりました。2013年から10年連続の引上げ措置です。2012年度と比較すると全国平均で主要12職種は57.6%、全職種は57.4%上昇しました。(別表参照)

ダンプ労働者の場合、適用業種の単価は「一般運転手」

となりませんが2012年度は「13,850円」でしたが、新年度は「20,797円」となり、月22日稼働で計算すると月額15万円以上の賃上げにつながります。

**ダンプの低単価改善へ 全国統一で推進しよう**

過去9年間で引き上げ分の単価は各現場で支払われていません。さらに社会保険未加入対策の強化で本来は事業主が負担すべき必要経費(法定福利費、安全管理費など)もあります。

一般運転手で、一番低いのが鳥取県で「16,300円」ですが、必要経費を含めると「22,900円」となり「6,600円」の差額があります。本来はこれらも必要経費として積算されています。私たちが単価引き上げを要求して闘わなければ、元請・下請け会社の利益となってしまう。また昨年に続いて国は、コロナ禍を踏まえて調査で下がった地域については前年度と同じ価格に据え置いたことを示しています。

今年1月12日の昼ごろ、群馬県渋川市の国道17号線で、走行中のダンプカーから左後部のタイヤ2本が脱落し、直徑約105センチのタイヤはダンプを追い越して猛スピードで転がり、約500メートル先の歩道を歩いていた男性に直撃しました。この男性は肋骨骨折、大動脈解離などの重症を負いました。

同年1月13日のNHKニュースでは、昨年度は脱輪事故が131件発生したと報じています。このうち125件の95%が「左後輪」と報じました。また事故の発生件数は、平成23年(2011年)から令和2年(2020年)までの10年間で12倍化しています。



コロナ禍でも感染防止を徹底し、仲間が集まりました。(2月27日埼玉県・市民プラザかぞ)

## 令和4年3月から適用する公共工事設計労務単価について 資料1

### 単価設定のポイント

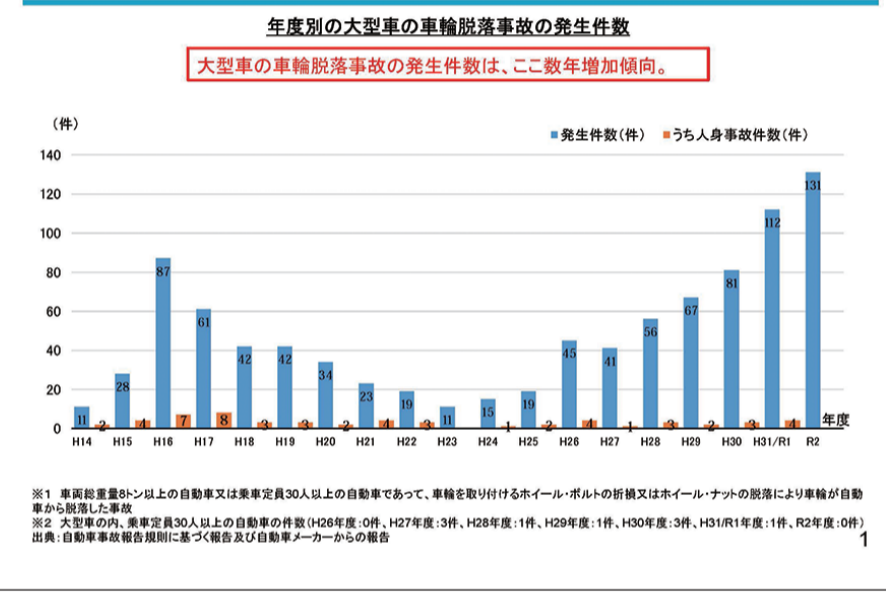
- (1) 最近の労働市場の実勢価格を適切・迅速に反映し、47都道府県・51職種別に単価を設定
  - (2) 必要な法定福利費相当額や義務化分の有給休暇取得に要する費用のほか、時間外労働時間を短縮するために必要な費用を反映
  - (3) 新型コロナウイルス感染症の影響下であることを踏まえた特別措置※を適用
- ※ 前年度を下回った単価は、前年度単価に据置

全 国					
主要12職種※ (19,734円)		令和3年3月比; +3.0% (平成24年度比; +57.6%)			
全 職 種 (21,084円)		令和3年3月比; +2.5% (平成24年度比; +57.4%)			
※「主要12職種」とは通常、公共工事において広く一般的に従事されている職種					
(主要12職種)					
職種	全国平均値	令和3年度比	職種	全国平均値	令和3年度比
特殊作業員	23,103円	+4.4%	運転手(一般)	20,797円	+4.0%
普通作業員	19,538円	+3.1%	型枠工	26,246円	+2.3%
軽作業員	14,999円	+1.2%	大工	25,156円	+1.9%
とび工	25,512円	+1.5%	左官	24,839円	+2.8%
鉄筋工	25,801円	+3.3%	交通誘導警備員A	14,873円	+3.7%
運転手(特殊)	23,979円	+4.4%	交通誘導警備員B	12,957円	+3.2%

注)金額は加重平均値、仲率は単純平均値で算出

国土交通省資料(積算労務単価の推移表)

## 大型車の車輪脱落事故の状況①



国土交通省資料(大型車による脱輪事故の発生状況)

生活と仕事守ろう 結集を強化しよう 埼玉北部

埼玉ダンプ北部支部・埼玉地元ダンプ会は、2月27日(日)に、加須市内で第42回支部定期大会及び第22回埼玉地元ダンプ会総会を支部40名、埼玉地元ダンプ会42名参加で開催しました。

今年度の大会も蔓延防止等重点措置の発令されている中で、開催になりましたが、昨年同様に広い会場を借り、感染対策を十分におこなないながら開催しました。前回大会より、

支部・地元ダンプ会合同での大会開催になりましたが、前回より慣れたためか、同じ内容でおこないましたが、開催時間も短縮することができました。

大会は、野呂委員長の挨拶で始まり、経過報告・運動方針案は支部が深谷副委員長、地元ダンプ会は川村副代表、決算報告・予算案は、支部・地元ダンプ会共に平田書記長が報告・提案をおこないました。全ての議案は賛成多数で採択されました。新執行部も全員が信任されました。

最後に老川書記次長の団結頑張ろうで大会を終えました。

- 役員体制
- 執行委員長 野呂 武留
  - 副委員長 川村 靖夫
  - 書記 深谷 久志
  - 書記 平田 秋一
  - 書記 老川 進一
  - 書記 山崎 好雄